

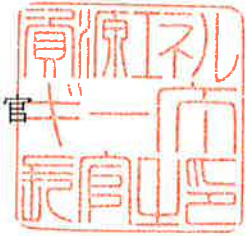
経 済 産 業 省

20131205資庁第4号

自己託送に係る指針を次のとおり制定する。

平成25年12月6日

資源エネルギー庁長官



附 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

自己託送に係る指針

平成26年4月1日

資源エネルギー庁

目次

1. 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 自己託送を利用できる者の範囲について・・・・・・・・ 1
3. 自己託送に係る供給行為と特定供給との関係について・・・・・・・・ 3

1. 基本的な考え方

自己託送とは、自家用発電設備を設置する者が、当該自家用発電設備を用いて発電した電気を一般電気事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般電気事業者が提供する送電サービスのことである。

従前、自己託送は、一般電気事業者が非規制の自主的な取組として行っていた送電サービスであったが、平成25年2月に取りまとめられた電力システム改革専門委員会報告書においては、「自己託送の制度化は、ネットワーク利用の公平性確保に資するものであり、また、需給ひっ迫したエリアへの自己託送は需給緩和につながるもの」であるため、「自己託送が認められる範囲を供給者と供給先の間で一定の密接関係性が認められる場合等と定め、一般電気事業者に対して料金規制や託送供給義務を課すとともに、同時同量義務について一定の緩和措置を講ずるなど、制度化を行うことが適当である」との提言がなされ、これを踏まえて、第185回国会に自己託送の制度化を含む「電気事業法の一部を改正する法律案」が提出されたところ、同法律案は、平成25年11月13日に成立し、同月20日に公布されたところである。

また、同法律案の提出に併行して、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループ（以下「制度設計WG」という。）においては、自己託送を利用する者と供給先との間の密接関係性の考え方、自己託送に係る料金の考え方、同時同量義務についての一定の緩和措置の考え方など、自己託送の具体的な制度設計についての議論がなされたところ、本指針は、電力システム改革専門委員会報告書及び制度設計WGにおける議論を踏まえ、自己託送を利用することができる者の範囲等を明確化することにより、自己託送を円滑に利用することができる環境整備を図ることを目的とするものである。

2. 自己託送を利用することができる者の範囲について

第185回国会で成立した電気事業法の一部を改正する法律による改正後の電気事業法第2条第1項第14号ハにおいては、自己託送を利用することができる者が「電気事業の用に供する電気工作物以外の発電用の電気工作物（非電気事業用電気工作物）を設置する者」（＝自家用発電設備を設置する者）と規定されており、当該者が自己託送を利用するに当たっては、当該者と「経済産業省令で定める密接な関係を有する者が設置する非電気事業用電気工作物」を用いて発電した電気も併せて送電することが可能とされている。また、同号ハにおいては、自家用発電設備を設置する者が自己託送を利用するに当たっては、当該者の別の場所にある工場等への送電のみならず、当該者と「経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要」に応ずるための送電を行うことも可能とされているところである。

電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「施行規則」という。）においては、上記の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者が設置する非電気事業

用電気工作物」と「経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要」が、それぞれ施行規則第3条の2と第3条の3で以下のとおり規定されているところであるが、これらの規定における「密接な関係」とは、より具体的には以下の場合をいう。なお、これらの「密接な関係」の範囲は、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）における「密接な関係」の範囲（組合に係る部分を除く。）と同様である。

第三条の二 法第二条第一項第十四号ハの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が設置する非電気事業用電気工作物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者が設置する非電気事業用電気工作物
- 二 取引等（前号の生産工程におけるものを除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者が設置する非電気事業用電気工作物

第三条の三 法第二条第一項第十四号ハの経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の特定規模需要
- 二 取引等（前号の生産工程におけるものを除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の特定規模需要

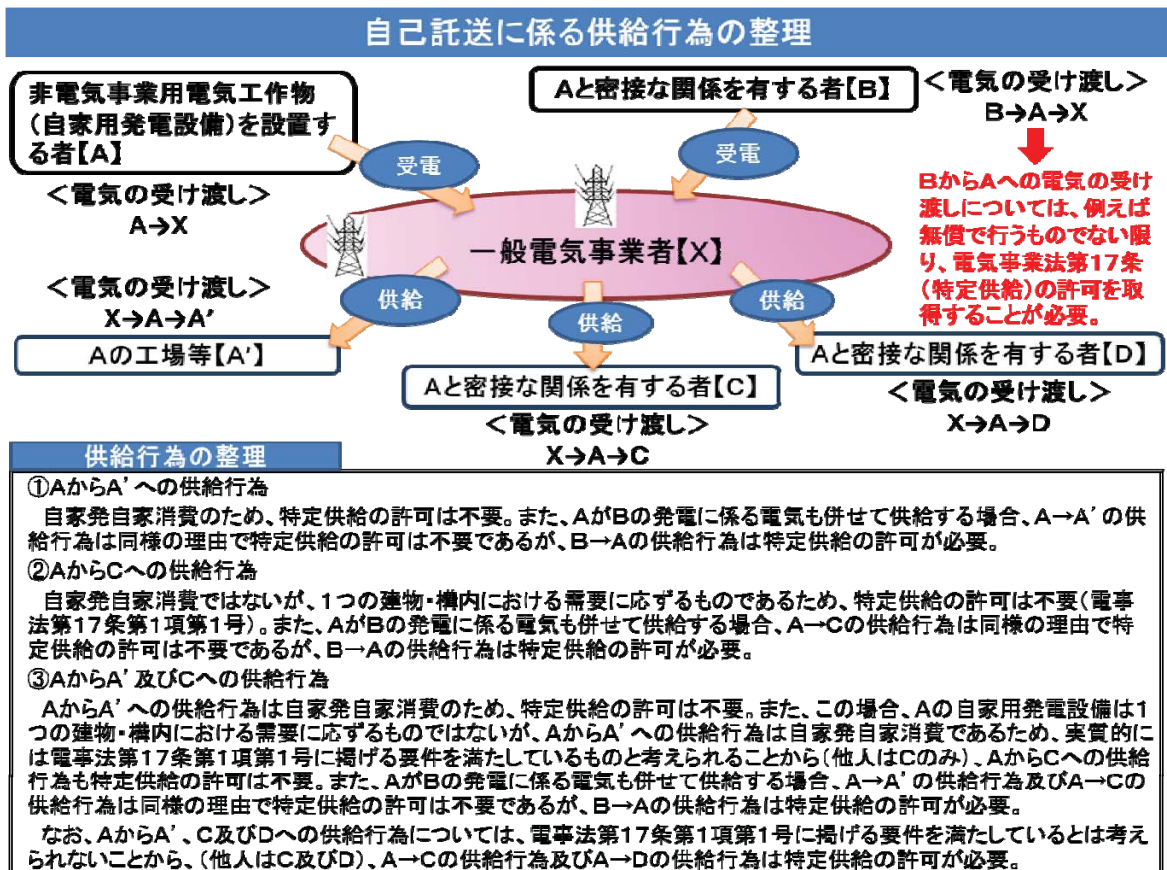
○電気事業法施行規則第3条の2及び第3条の3における「密接な関係」の詳細

- (1) 生産工程において原材料、製品等の受渡しがあつて、それを第三者との受渡しに代替することが困難であること。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下この(2)において単に「子会社」という。）と同条第4号に規定する親会社（以下この(2)において単に「親会社」という。）の関係、親会社の子会社と当該親会社の子会社の関係その他これらに準ずる関係があると判断されること。
- (3) 人的関係として、一方の者から他方の者に対して過半数の役員の派遣がなされていること。
- (4) 上記(1)から(3)までに照らして生産工程、資本関係、人的関係それぞれ単独では密接な関係としては不十分であっても、複数を合わせて見ることによって密接な関係があると判断されること。
- (5) 一方の者から他方の者に対して、当該他方の者が行う事業に必要なかつ当該一方の者以外の第三者への代替が困難な原材料、製品、役務等の提供が長期にわたり継続的に行われていることにより、当該一方の者と当該他方の者の間において社会通念上一つの企業とみなし得る関係が存在すると判断されること。

3. 自己託送に係る供給行為と特定供給との関係について

自家用発電設備を設置する者が自己託送を利用するに当たっては、当該者又は当該者と密接な関係を有する者（施行規則第3条の2各号に掲げる非電気事業用電気工作物を設置する者）が、電気事業法第17条第1項の規定に基づく特定供給の許可を取得しなければならないケースがあることに留意が必要である。

自己託送に係る主な供給行為と特定供給との関係は以下の図のとおりであるが、自己託送を利用しようとする者は、自らの供給行為が特定供給の許可を取得する必要がある供給行為か否かを確認することが必要である。また、自己託送の利用に係る自家用発電設備が、電気事業法第2条第1項第14号ハに規定される「非電気事業用電気工作物」であることも併せて確認し、一般電気事業者に対し、これを明らかにすることが必要である。



また、一般電気事業者は、自家用発電設備を設置する者から自己託送を利用したい旨の申出があった場合には、自己託送の利用に係る自家用発電設備が、電気事業法第2条第1項第14号ハに規定される「非電気事業用電気工作物」であることを確認した上で、①その供給先が当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等かどうか、②その供給先が当該自家用発電設備を設置する者と密接な関係を有し、当該自家用発電設備を設置する者が特定供給の許可を取得しているかどうか等を確認することとし（②の確認については、例えば許可証の提示を求めることなどが考えられる。）、当該一般電気

事業者だけでは自己託送を利用させてよいかどうか判断できない場合には、当該一般電気事業者は、その供給区域を管轄する経済産業局（自己託送で供給する電力の容量が1万kW以上の場合及び一般電気事業者の供給区域をまたぐ場合には資源エネルギー庁）に確認を求めることとする。具体的な問い合わせ先は以下のとおりである。

【問い合わせ先一覧】

- 供給する電力の容量が1万kW以上のもの及び一般電気事業者の供給区域をまたぐもの
経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備課
- 供給する電力の容量が1万kW未満のもの
 - 北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課
 - 東北経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス需給対策室
 - 関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課
 - 中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課
 - 中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 電力・ガス事業課
 - 近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課
 - 中国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課
 - 四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課 電力開発計画室
 - 九州経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課
 - 沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課

以 上